

働きながらお母さんになる あなたへ



「赤ちゃんが生まれる！」という嬉しい気持ちと、仕事を続けながら妊娠・出産・育児を迎えることの不安とを抱えながら、毎日をすごしていらっしゃるいませんか。

このパンフレットは、働く女性の妊娠・出産・育児について法律で定めていることをまとめました。皆さんの参考にしていただければ幸いです。

●妊娠が分かったら

もしかしたら…
妊娠!



健康診査を受けましょう

妊娠すると、あなた自身やお腹の中の赤ちゃんの健康のため、定期的に健康診査等を受ける必要があります。

健康診査等を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう。

(有給か無給かは会社の定めによります。)

回数

- | | |
|---------------|--------|
| ●妊娠23週まで | 4週間に1回 |
| ●妊娠24週から35週まで | 2週間に1回 |
| ●妊娠36週以後出産まで | 1週間に1回 |

男女雇用機会均等法では、事業主に健康診査のために必要な時間の確保を義務づけています。(男女雇用機会均等法第22条)

出産予定日や休業の
予定を早めに会社に
申し出ましょう

ウチの会社にそんな
規定あったかな？
調べてみなくっちゃ



満員電車に乗ると、
吐き気がして、
辛い……



主治医の指導を受けましょう

主治医から、妊娠中の通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなど症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。

指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、主治医に「母性健康管理指導事項連絡カード」に記入してもらい、会社に伝えることも効果的です。

(カードの様式は6ページ参照)

男女雇用機会均等法では、事業主に、健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするため、必要な措置を講じることを義務づけています。(男女雇用機会均等法第23条)

●妊娠中の職場生活

「早く帰らせてください」と言っても、結局毎日遅くまで残業。疲れた…。



時間外、休日労働、深夜業の制限

妊婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。

(労働基準法第66条)

軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

(労働基準法第65条)

危険有害業務の就業制限

妊産婦については、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所での業務など、妊娠・出産等に有害な業務に就かせることはできないことになっています。

(労働基準法第64条)



1日中売り場に立っているのが、だんだん負担になってきたけど…

「体が大事だし、何かあったら心配だから、家庭に入ったら」って、しつこく言われても…



「仕事続けます」
ってはっきり言
わなくっちゃ!

妊娠・出産を理由とする解雇は禁止されています。

妊娠や出産を理由とする解雇は禁止されています。形の上では勧奨退職であっても、「本当は辞めたくなかったのに、辞めざるを得ないように退職を強要され、やむを得ず応じた」というような場合は「解雇」に含まれます。

男女雇用機会均等法では、事業主は女性労働者が妊娠、出産、産前・産後休業を取得したことを理由として解雇してはならないと定めています。(男女雇用機会均等法第8条)

●産前・産後休業を取るときは

産前・産後休業

産前休業

出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間)から、請求すれば取得できます。

産後休業

出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

(労働基準法第65条)

解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。

(労働基準法第19条)



産前休業の請求方法は早めにかめたから、まちがいないし!

職場の同僚や上司に迷惑をかけないように、引き継ぎもしっかりしなくっちゃ

いよいよお父さんの育児もスタート

出産手当金

産前・産後休業中は、社会保険から賃金の6割が支給されます。

出産育児一時金

1児の出産につき30万円が支給されます。

→詳しくは社会保険事務所へ

●産後休業後に復職するときは

育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

(労働基準法第67条)

時間外労働、休日労働、深夜業の制限 変形労働時間制の適用制限、危険有害業務の就業制限育児時間

産後1年を経過しない女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。

(労働基準法第64条、66条)

母性健康管理措置

産後1年を経過しない女性は、主治医から指示があったときは、健康診査に必要な時間の確保を申し出ることができます。

また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

(男女雇用機会均等法第22条、23条)

勤務時間の短縮等の措置、看護休暇制度

これらの制度や措置も利用できます。

(詳しくは5ページをご覧ください。)

(育児・介護休業法第23条、第25条)

●育児休業を取るときは

育児休業制度とは

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。



育児休業後、保育園に預けて復職するつもりだったのに、入れなくて……

子が1歳になる日まで両親のどちらかが育児休業をしていて、保育所に申し込みをしたけれども入所できないなど一定の場合には、1歳6ヶ月に達するまでを限度として、会社に申し出ることで、育児休業ができます。

育児休業を取ることができる人は

正社員だけではなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取ることができます。

妻が専業主婦や産後休業中であっても、少なくとも産後8週間までは、男性労働者も育児休業を取得することができます。

交代で育児休業を取るのもいいかな



父親も育児休業が取れるんだわ!子育てもふたりで協力すればいいのね。



期間の定めのある社員でも育児休業が取れるって?

休業取得を申し出た時点において、次の①、②のいずれにも該当する期間、雇用者は育児休業を取得することができます。

- ①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ②子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)

育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1ヶ月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。

規定がない場合でも、育児・介護休業法によって請求ができます。

1歳から1歳6ヶ月までの育児休業については、休業開始予定日から希望どおり休業するには、その2週間前までに申し出てください。

雇用保険による育児休業給付の支給

育児休業基本給付金

1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等の要件を満たした方が対象で、原則として休業開始時の賃金の30%が支給されます。

育児休業者職場復帰給付金

育児休業終了後、同一事業主に引き続き雇用された場合に一時金(休業開始時賃金日額の10%×育児休業基本給付金の支給日数)が支給されます。

詳しくは最寄りのハローワークへ(ホームページ:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>)

● 幼児を育てながら働き続けるために

勤務時間の短縮等の措置

3歳に満たない子を育てる労働者については、勤務時間の短縮等の措置（1日の所定労働時間を短縮する制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働をさせない制度などのいずれかの措置）を講じなければならないことになっています。

会社の規定がどのようなになっているか確認してみましょう。

育児休業が終わっても、子育てはまだ入口…



子の看護休暇

小学校の入学前の子を養育する労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために休暇を取得することができます。（有給か無給かは会社の定めによります。）

時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する一定の労働者から請求があった場合には、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。

また、深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはならないことになっています。

母性健康管理措置について
もっと詳しく知りたい。

産休を取りたいと申し出たら、退職勧奨を受けた。
辞めたくないので
相談にのってほしい。

育児休業を取ろうとしたら
前例がないと言われた
どうしたらよいか。

このパンフレットの内容や母性健康管理、育児休業制度などについてもう少し詳しく知りたい方は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/index.html>）、あるいは、最寄りの労働局雇用均等室（→一覧は裏表紙をご覧ください）へどうぞおたずねください。

母性健康管理指導事項連絡カード

事業主殿

平成 年 月 日

医療機関等名

医師等氏名

印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏名	妊婦週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	------	---	-------	---	---	---

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等	指 導 項 目	標 準 措 置
つわり	症状が著しい場合	勤務時間の短縮
妊娠悪阻		休業（入院加療）
妊婦貧血	Hb9g/dl以上11g/dl未満	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl未満	休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）		休業（自宅療養又は入院加療）
妊婦浮腫	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	休業（入院加療）
妊婦高血圧症候群（妊娠中毒症）	蛋白尿	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	高血圧	休業（入院加療）
		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）		休業（自宅療養又は入院加療）

症 状 等	指 導 項 目	標 準 措 置
妊娠高血圧症候群	症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になったの休憩
	症状が著しい場合	休業（自宅療養又は入院加療）
腰痛症	症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限
妊娠糖尿病	軽 症	負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
	重 症	休業（入院加療）
多胎妊娠（胎）		必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全	軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	休業（自宅療養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3 上記2の措置が必要な期間（当面の予定期間に○を付けてください。）

1週間（月 日～月 日）	
2週間（月 日～月 日）	
4週間（月 日～月 日）	
その他（ ）	

妊娠中の通勤経路の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

（記入上の注意）
（1）「4」その他の指導事項の「妊娠中の通勤経路の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。
（2）「4」その他の指導事項の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づき措置を申請します。

平成 年 月 日

所属

氏名

印

事業主殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

都道府県労働局雇用均等室一覧

(平成18年4月1日現在)

都道府県名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
青森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	017-734-4211	017-777-7696
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館	019-604-3010	019-604-1535
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山形	990-8567	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	023-624-8228	023-624-8246
福島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
茨城	310-8511	水戸市北見町1番11号	029-224-6288	029-224-6265
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
群馬	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル	027-210-5009	027-210-5104
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー	048-600-6210	048-600-6230
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
東京	112-8581	文京区後楽2丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル	03-3818-8408	03-5689-5076
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
新潟	951-8588	新潟市川岸町1丁目56番地	025-234-5928	025-265-6420
富山	930-8514	富山市桜橋通り2番25号 富山第一生命ビル2F	076-432-2740	076-432-3959
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4429	076-221-3087
福井	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2859	055-225-2787
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026-227-0125	026-227-0126
岐阜	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル	058-263-1220	058-263-1707
静岡	420-0857	静岡市葵区御幸町4番1号 アーバンネット静岡ビル5階	054-252-5310	054-252-8216
	420-8639	(H18年6月に「静岡市葵区追手町9番50号静岡地方合同庁舎」へ移転予定)	同上	同上
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング	052-219-5509	052-220-0573
三重	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-226-2318	059-228-2785
滋賀	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル	077-523-1190	077-527-3277
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-0504	075-241-0493
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6941-8940	06-6946-6465
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-0820	078-367-3854
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0210	0742-32-0214
和歌山	640-8583	和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル	073-421-6157	073-421-6158
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号	0857-29-1709	0857-29-4142
島根	690-0841	松江市向島町134番10号	0852-31-1161	0852-31-1505
岡山	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館	082-221-9247	082-221-2356
山口	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館	083-995-0390	083-995-0389
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718	088-652-2751
香川	760-0018	高松市天神前5番12号 香川労働局第3庁舎	087-831-3762	087-831-3759
愛媛	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
高知	780-8548	高知市南金田48番2号	088-885-6041	088-885-6042
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894	092-411-4895
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7218	0952-32-7224
長崎	852-8117	長崎市平野町22番40号 (株)九電工長崎支店ビル	095-844-4384	095-844-4423
	850-0033	(H18年5月に「長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階」へ移転予定)		
熊本	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
大分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-532-4025	097-537-1240
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8827	0985-38-8831
鹿児島	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル	099-222-8446	099-222-8459
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎	098-868-4380	098-869-7914